

国立大学法人京都大学化学系研究設備有効活用ネットワーク利用規則 新旧対照表

改正前	改正後
<p>国立大学法人京都大学化学系研究設備有効活用ネットワーク利用規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、国立大学法人京都大学(以下「本学」という。)が管理及び運用する設備のうち、<u>化学系研究設備有効活用ネットワーク構築事業実施規約(平成19年4月7日化学系研究設備有効活用ネットワーク協議会決定。以下「構築事業実施規約」という。)</u>により相互利用に供する設備の利用(当該設備の管理部局に所属する教職員が利用する場合を除く。)について、必要な事項を定める。</p> <p>(設備)</p> <p>第2条 この規則の対象となる相互利用に供する設備は、<u>構築事業実施規約第7条第3項の規定により化学系研究設備有効活用ネットワーク(以下「ネットワーク」という。)</u>へ登録した設備(以下「設備」という。)とする。</p> <p>(利用者の資格)</p> <p>第3条 設備を利用できる者は、<u>化学系研究設備有効活用ネットワーク利用規約(平成19年4月7日化学系研究設備有効活用ネットワーク協議会決定。以下「利用規約」という。)</u>第5条第1項の規定により<u>ネットワーク</u>の利用に係る承認を受けた利用機関の教職員及び研究員とする。</p>	<p>国立大学法人京都大学大学連携研究設備ネットワーク利用規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、国立大学法人京都大学(以下「本学」という。)が管理及び運用する設備のうち、<u>大学連携研究設備ネットワークによる設備相互利用と共同研究の促進事業実施規約(平成22年3月8日大学連携研究設備ネットワーク協議会決定。以下「促進事業実施規約」という。)</u>により相互利用に供する設備の利用(当該設備の管理部局に所属する教職員が利用する場合を除く。)について、必要な事項を定める。</p> <p>(設備)</p> <p>第2条 この規則の対象となる相互利用に供する設備は、<u>促進事業実施規約第7条の規定により大学連携研究設備ネットワーク予約・課金システム(以下「予約・課金システム」という。)</u>へ登録した設備(以下「設備」という。)とする。</p> <p>(利用者の資格)</p> <p>第3条 設備を利用できる者は、<u>大学連携研究設備ネットワーク予約・課金システム利用規約(平成22年3月8日大学連携研究設備ネットワーク協議会決定。以下「利用規約」という。)</u>第4条第1項の規定により<u>予約・課金システム</u>の利用に係る承認を受けた利用機関の教職員及び研究員とする。</p>

<p>(中 略)</p> <p>(利用料)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 利用料は、<u>化学系研究設備有効活用ネットワーク設備利用料算定要領(平成19年4月7日 化学系研究設備有効活用ネットワーク協議会決定。)</u>に基づき算定し、<u>ネットワークへ登録した料金とする。</u></p> <p>(後 略)</p>	<p>(利用料)</p> <p>第6条 (同 左)</p> <p>2 利用料は、<u>大学連携研究設備ネットワークシステム設備利用料算定要領(平成22年3月8日大学連携研究設備ネットワーク協議会決定。)</u>に基づき算定し、<u>予約・課金システムへ登録した料金とする。</u></p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成22年7月2日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</p>
--	--